

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2015-3

ハイライト：

特許審判院、当事者系審判事件6ヶ月以内に処理	1
2014年の知的財産権の出願、4年連続増加	3
LG電子、2014年IoT関連の特許出願で韓国企業1位	4
サムスン電子、「MSとの特許紛争終了」	4
2015年半導体・ディスプレイ技術ロードマップセミナー	5
バイオシミラー市場の本格開花... 有望株は？	6



特許制度

特許審判院、 当事者系審判事件6ヶ月以内に処理

今年から特許紛争に関する審判事件の処理期間が6ヶ月に短縮され、特許無効審決予告制が導入される。

特許審判院は2月10日、政府大田庁舎でブリーフィングを行い、このような内容を盛り込んだ「2015年特許審判院業務計画」を発表した。

まず、迅速な審判により知的財産権の紛争を早期に解決する方針である。このため、無効審判等当事者系審判事件の処理期間の目標を6ヶ月以内とした。

これは、審判処理が遅れる場合、法院の侵害訴訟、貿易委員会の不正貿易行為の判定等、各機関の判断結果と相反する可能性が高く、混乱が生じる恐れがあるためである。

また、医薬品許可-特許連携制度に関する事件は優先審判として処理し、製薬業界を支援する。

特許無効審判の認容率を下げるために、制度の改善も推進する。特許審判院によると、2013年の韓国の特許無効審判の認容率は49.2%で、日本(20.4%)の二倍を上回る。

特許審判院は無効審決予告制を導入し、審理進行中に無効の可能性が高い権利者に追加の訂正機会を与える計画である。また、特許取消申請制等を改善し、特許登録後3ヶ月以内は誰でも申請して、審判院で不実な特許を取り消すことができるように措置する。

さらに、審判事件の技術分野別に特性に合った専攻の審判官を配置し、審判の専門性を強化する。

チェ・デシク特許審判院長は、「知的財産権を先行獲得・保護するための企業間の紛争が加熱しているだけに、迅速・正確な紛争の解決と権利の安定性を高める審決の品質の確保に力を入れるつもりである」と述べた。

審判処理期間の動向

区分	(単位：ヶ月)				
	2010	2011	2012	2013	2014
特許・実用 (決定系/当事者系)	10.6	10.2	10.2	9.7	8.3
	(11.0 / 9.0)	(10.8 / 8.4)	(11.0 / 7.3)	(10.7 / 6.1)	(8.6 / 6.9)
商標・デザイン (決定系/当事者系)	9.1	8.2	7.4	6.8	7.4
	(10.5 / 7.8)	(9.2 / 7.2)	(8.4 / 6.5)	(7.6 / 6.2)	(8.1 / 7.0)
合計 (決定系/当事者系)	9.9	9.5	9.0	8.5	7.9
	(10.9 / 8.3)	(10.3 / 7.7)	(10.2 / 6.8)	(9.8 / 6.2)	(8.4 / 6.9)



特許判例

大法院2014. 11. 27. 宣告2012DU18356判決、[源泉徴収法人税還付拒否処分取消][公2015上、63]

【判示事項】

国外で登録され、国内では登録されていない米国法人の特許権等が国内で製造・販売等に使用された場合、米国法人が使用対価として支給された所得を国内源泉所得と見るか否か(消極)

【判決要旨】

旧法人税法(2010. 12. 30. 法律第10423号で改定される前のもの)第93条第9号但書きの後文は、外国法人が特許権、実用新案権、商標権、デザイン権等権利の行使に登録が必要な権利(以下「特許権等」という)を国外で登録し、国内では登録していない場合であっても、特許権等が国内で製造・販売等に使用された時は使用の対価として支給された所得を国内源泉所得と見るように定めているが、国際租税調整に関する法律第28条は、「非居住者又は外国法人の国内源泉所得の区分

に関しては、所得税法第119条及び法人税法第93条にもかかわらず、租税条約が優先して適用される」と規定しているので、国外で登録され、国内では登録されていない米国法人の特許権等が国内で製造・販売等に使用された場合、米国法人が使用の対価として支給された所得を国内源泉所得と見るかは、「韓国と米国間の所得に関する租税の二重課税回避と脱税防止及び国際貿易と投資の増進のための協約」(以下「韓米租税協約」という)によって判断するしかない。しかし、韓米租税協約第6条第3項、第14条第4項は、特許権の属地主義の原則上、特許権者が特許物を独占的に生産、使用、譲渡、貸与、輸入または展示する等の特許実施に関する権利は、特許権が登録された国家の領域内でのみ効力が及ぶと見て、米国法人が国内に特許権を登録して国内で特許実施権を有する場合、その特許実施権の使用対価として支給された所得のみを国内源泉所得に定めたというだけで、韓米租税協約の解釈上、特許権が登録された国家外では特許権の侵害が発生することはないので、これを使用したり使用の対価を支給するということを観念することもできない。従って、米国法人が特許権を国外で登録し、国内では登録していない場合は、米国法人がそれに関して支給された所得はその使用の対価になり得ないので、これを国内源泉所得と見ることができない。

【参照条文】

旧法人税法(2010. 12. 30. 法律第10423号で改定される前のもの)第93条第9号(現行第93条第8号参照)、国際租税調整に関する法律第28条、韓国と米国間の所得に関する租税の二重課税回避と脱税防止及び国際貿易と投資の増進のための協約第6条第3項、第14条第4項

大法院2014. 12. 11. 宣告2012DA76829判決[著作権侵害差止等][公2015上、96]

【判示事項】

[1]商標法上、商標を構成することができる図形等が著作権法によって保護される著作物の要件を備えている場合、著作権法上の著作物として保護を受けることができるか否か(積極)



[2] 甲外国会社が作成した「」、「」、

「」等の図案が著作権法によって保護される著作物の要件として創作性を備え、上記図案が商品の出所表示のために使用されているという事情は、著作権法によって保護するのに障害になる事由ではないとした事例

【判決要旨】

[1] 著作物と商標は排他的・択一的な関係にないので、商標法上、商標を構成することができる図形等でも、著作権法によって保護される著作物の要件を備えている場合には、著作権法上の著作物として保護を受けることができ、それが商品の出所表示のために使用されていたり使用される可能性があるという事情があるからといって、著作権法による保護可否が変わるとはいえない。



[2] 甲外国会社が「」、「」、



「」等の図案を作成して甲会社が製造・販売するモトクロス、マウンテンバイク等の物品に表示する一方、他の箇所に付着できる転写紙やステッカーの形態で製作して潜在的需要者に配布し、カタログ等広報物やインターネットのホームページ等で物品に付けられていない図案自体のみの形態を掲載した事案で、上記図案は自然界に存在する一般的なキツネの頭と区別される独特なキツネの頭として図案化されていたり、このように図案化したキツネの頭の形状を含んでおり、ここには創作者なりの精神的努力の所産としての特性が付与されており、他の著作者の既存の作品と区別できる程度であるので、著作権法によって保護される著作物の要件として創作性を備え、上記図案が商品の出所表示のために使用されているという事情は、著作権法によって保護するのに障害になる事由ではないとした事例。

【参照条文】

[1] 著作権法第2条第1号

[2] 著作権法第2条第1号、第15号、第4条第1項第4号

出願動向

2014年の知的財産権の出願、 4年連続増加

□(出願現況) 特許庁が発表した2014年度知的財産統計動向によると、2014年度の特許、実用新案、デザイン、商標等全体の知的財産権の出願は434,047件で、前年比3,883件(+0.9%)増加した。権利別では、特許(+2.8%)と商標(+1.7%)は小幅増加し、デザイン(△3.9%)と実用新案(△16.3%)は減少したことが分かった。

□(長期動向) 2008年～2010年のグローバル金融危機以降景気が回復したことによって、特許出願も2011～2013年まで急増し、2014年は増加が多少鈍かったものの、4年連続増加したことが分かった。

□(国際動向) このように特許出願の増加が鈍いのは世界的な傾向であり、5カ国の特許庁(IP5)も類似様相を見せている。米国と日本は2014年の特許出願がそれぞれ△2.1%、△0.7%減少し、欧州は2010年の特許出願が15万件を超えてからは小幅の増減を繰り返して、留まる様相(+1.7%)を示している。但し、中国の場合、グローバル企業の中国出願の増加により、例外的に毎年大幅な増加を見せている。

□(出願類型別) 昨年に出版された特許全体を類型別に見ると、学校法人(+15.4%)、中小企業(+7.1%)は産学協力の共同研究の活性化及び創造経済の本格推進による新規ビジネス創出の努力等により特許出願が増加した反面、公共部門及び大企業の特許出願は、2014年のR&D投資の規模が増加(政府：17.7兆ウォン、+5.1%、民間：推定59.5兆ウォン、+12.7%)したにもかかわらず、△8.4%、△1.8%減少したことが分かった。

□(多出願現況) 各類型別の多出願人を見ると、大企業はサムスン電子(7,574件)、中堅企業はHalla Visteon Climate Control Corp.(523件)、中小企業は

NEXDIGM(393件)、大学は韓国科学技術院(1,023件)、公共研究機関は韓国電子通信研究院(2,165件)がそれぞれ特許出願1位を記録した。

□(産業分野別)特許庁は、既存の国際特許分類(IPC)以外にも、今年初めて産業分野別の特許出願統計を提供しているが、61の産業分野のうち、「コンピュータプログラミング・情報サービス業(14,929件)」、「事務用以外の一般機械製造業(14,526件)」、「通信及び放送装備製造業(12,952件)」の順に特許出願されたことが分かった。出願の増加率が高い産業分野では、タバコ製造業(+54.1%)、船舶製造業(+31.7%)、洗剤及び化粧品製造業(+30.7%)の順となり、特に、「タバコ製造業」の出願の急増は、タバコ価格の引き上げによる電子タバコ関連の出願増加に起因するものと分析される。

LG電子、2014年IoT関連の特許出願で 韓国企業1位

LG電子が2014年のモノのインターネットに関して、韓国企業の中で最も多く特許出願したことが分かった。

2015年2月15日に電子部品研究院(KETI)が発表した「IoTの特許出願動向」報告書によると、LG電子は昨年この分野で139件の特許を出願し、件数基準で世界4位となったが、これはスウェーデンのエリクソン(206件)、米国のインテル(198件)、クアルコム(143件)の次に該当する順位である。

LG電子のIoT特許出願は、2011年(48件)、2012年(68件)、2013年(129件)、2014年(139件)と、増え続ける傾向にある。韓国企業の中では、KTが75件、サムスン電子が73件とそれぞれ6位、7位となった。

国家別では、米国がインテルとクアルコム以外にMS、IBM、XEROX等の8社で最も多かった。韓国は4社で、中国はZTEやHUAWEI等スマートフォンメーカーの活躍によって3位(3社)、日本は4位(2社)となった。

KETIは報告書で、「IoTに関する特許出願は2010年を基点に爆発的に増加し、最近5年間で年平均累積増加率が50%を上回っている」とし、「当分このような傾向が続くであろう」と述べた。

電子・半導体

サムスン電子、「MSとの特許紛争終了」

サムスン電子とマイクロソフト間の特許紛争が両社の合意によって終了した。

2015年2月10日、両社はそれぞれ自社のブログを通じ、両社間の特許紛争が終了したことを明らかにした。具体的な合意内容は公開していない。

サムスン電子はこの日の午前、自社のグローバルブログに「サムスン電子とMS間の米国裁判所の訴訟及び国際刑事裁判所(ICC)の仲裁が終了した」とし、「契約内容は秘密」とした内容の発表文を掲載した。今回の発表文は、サムスン電子で知的財産権を担当しているチ・ジェワン副社長とデービッド・ハワードMS法律部門副社長(CVP)の名前で掲載され、MSのブログを通じても公開された。

これに先だって、サムスン電子は2011年9月からMSとクロスライセンスを結び、スマートフォンを製作する毎に一定分の特許使用料をMSに支払ってきた。しかし、MSが2013年9月にノキヤの携帯電話事業部を買収したことによって、このような特許使用料の支払いに対する葛藤が生じた。

サムスン電子側は、MSが携帯電話を直接生産することになったためライセンス契約を違反したのだとして、特許使用料の支払いを中断した。これに対しMS側は、このようなサムスン電子の主張に「同意しない」と反駁し、昨年8月米国ニューヨークの南部連邦地方裁判所に特許使用料の支払いを求める訴訟を提起した。

サムスン電子もやはり、ICCの香港支部に仲裁を申請し、両社の摩擦が激しくなるかと思われた。しかし、この日、両社が特許使用料に関する全ての訴訟と仲裁を中断したことによって、6ヶ月間続けてきた特許紛争が終了した。

2015年半導体・ディスプレイ技術 ロードマップセミナー

韓国産業通商資源部は、韓国ディスプレイ産業協会、韓国半導体産業協会と共に2015年2月9日に「2015年半導体・ディスプレイ技術ロードマップセミナー」を開催した。

今回のセミナーは、サムスン電子、SKハイニックス、サムスンディスプレイ、LGディスプレイの研究役員が直接自社の技術開発戦略を提示し、韓国内の中小・中堅企業の役員や実務者等の参加者から高い反響があった。

半導体分野の発表要旨

サムスン電子では「情報通信(IT)産業動向及び半導体技術ロードマップ」というテーマで、IT産業はモノのインターネット(IoT: Internet of Things)による接続機器(Connected Device)に拡大し、技術難易度と不確実性が増幅する産業環境下の素子/装備/材料メーカー間の協力の重要性を強調し、進むべき戦略を提示した。

SKハイニックスは、「メモリー半導体の動向及びロードマップ」というテーマで、モノのインターネット時代の到来により、半導体もまた超高速・超集積度(High Speed & High Density)と同時に低パワー・小型フォームファクタ(Low Power & Small Form Factor)の特性が求められているトレンドを反映して、次世代メモリに対する技術ロードマップを提示し、開発戦略について共有した。

ディスプレイ分野の発表要旨

LGディスプレイは、「危機克服のためのディスプレイの開発方向」というテーマで、差別化技術を通じた市場拡大、新たな適用製品の発掘等、進むべき方向を提示し、ディスプレイ3次革命(有機発光ダイオード(OLED))の成功のために大学、産業界、政府間の有機的な協力の必要性和協力の方向について提示した。

サムスンディスプレイは、「ディスプレイエブリウェア(Display Everywhere)」というテーマで、相互疎通(Interaction)、フレキシブル(Flexible)、高色再現性(High Color)、高解像度(High Resolution)、透明(Transparent)、バイオ・ヘルス(Bio & Health)等8つ

の技術方向を提示した。ディスプレイが成熟産業になっていくにつれて、次世代ディスプレイに対する疑問が増えているが、人の身体や生活パターンによって多様な適用製品が登場するであろうと思われるからである。

今回のセミナーを通じて、世界市場をリードしている大企業の技術ロードマップを国内の中小メーカーと共有し、中小メーカーが大企業の技術トレンドにマッチする技術開発と事業戦略を立てることができるように誘導することによって、相互のシナジー効果を期待することができるものと思われる。

化学・金属・生命工学

LG、2万9000件の特許開放... 1500億 ウォンのベンチャーファンド組成

LGは、忠清北道の創造経済構築のために2万9000件の特許を開放し、1500億ウォン規模のベンチャーファンドを結成する。また、LG化学等の子会社は、地域創造経済の活性化のために3年間で1兆6000億ウォンを投資する。

LGグループは2月4日、忠清北道梧倉の忠北知識産業振興院で開かれた忠北創造経済革新センターの発足式でこのような内容の計画を発表した。この日の発足式には、パク・クネ大統領をはじめとしてイ・シジョン忠清北道知事、ク・ボンムLG会長、地域の中小ベンチャー企業関係者140名余りが参席した。

LGは、地域の中小ベンチャー企業と特許を共有する「知的財産(IP)サポートゾーン」を設ける。ここではLGが保有している特許2万7000件、16の政府支援研究機関の特許1600件等、約2万9000件の特許が無償または最小価格で公開される。このうち3058件は、中小ベンチャー企業に無償で譲渡される。特許分野は、電子・化学・通信をはじめとして、地域の特化事業群であるバイオ・ビューティー・エネルギー等である。

IPサポートゾーンには、特許の専門家が常駐し、中小ベンチャー企業が保有技術と譲渡特許を基に新たな技術やサービスを創出することができるように助ける。LGは特許規模を徐々に拡大し、IPサポートゾーンを「国

家IPハブ」として発展させる計画である。

地域特化産業であるビューティー・バイオ・エネルギーとLG保有の技術との間の融合にも乗り出す。これを通じて、海外で通じるK-ビューティー、K-バイオ、ゼロエネルギー分野のスター中小ベンチャー企業を育成する。

K-ビューティーは、中華圏市場への進出を目標に、化粧品原料開発と商品企画を支援する。LG生活健康社が忠清北道産の薬用作物の化粧品開発ネットワークを運営し、化粧品評価研究所とビッグデータの分析プラットフォームを動員して海外進出を助ける。

K-バイオは、五松先端医療複合団地と連携される。前・現職の専門人材で構成されたバイオメンター団を構成し、中小ベンチャー企業の技術開発と事業化を支援する。

環境にやさしい住居空間を作るゼロエネルギーの生態系づくりにも乗り出す。忠清北道鎮川にはゼロエネルギー実証団地へのテストハウスの構築及び技術を支援する。ゼロエネルギーは、太陽光とエネルギー貯蔵システム(ESS)の高断熱製品の生産等を網羅する概念である。LG化学梧倉工場の水処理施設、有機発光ダイオード素材、LGハウシス社の清酒高断熱建装材の施設投資等に3年間で計1兆6000億ウォンが投入される。

さらに、地域創業活性化のための資金とアイデアを支援する。LGIは、忠清北道・金融委員会・中小企業庁等と共同で1500億ウォン規模のベンチャーファンドを組成する。また、LG職員のアイデアを予備創業者を含む中小ベンチャー企業が参考にできるように「アイデアオープンマーケット」も開くことにした。アイデアオープンマーケットは、LG社内のポータルである「LGライフ」に提案されたアイデアで、中小企業に適したアイテムを公開することにした。この他に、「結婚、出産、育児等のために仕事を辞めた経歴断絶女性」の経済活動への参加を支援するアクティブウーマンビジネスセンターも運営する。

パク大統領は、「忠北創造経済革新センターは、忠北のバイオ産業のインフラに大企業のR&Dと資金を連結し、中小・ベンチャー企業のアイデアを融合する重要な役割をするだろう」とし、「革新センターを中心に、五松のバイオ中小企業を新薬、医療機器分野のスター中小企業に育てていき、五松をバイオ産業のメッカに育てるつもりである」と述べた。

バイオシミラー市場の本格開花... 有望株は？

大型抗体バイオ医薬品の特許満了が迫っており、コピー薬であるバイオシミラー市場の成長への期待感が高まっている。特に、グローバル製薬会社であるファイザーが最近バイオシミラーメーカーを買収し、関連市場に対する期待をさらに引き上げている状況である。

金融投資業界によると、市場調査機関であるFrost & Sullivanは、2013年に12億ドルであった世界のバイオシミラー市場の規模が年間64.8%成長し、2019年は240億ウォンに拡大するものと予想している。

売上高が年間550億ドルと推定されるバイオ医薬品の特許が2019年まで順次満了となるうえ、バイオシミラーに対する世界主要国の政策が前向きに変化しているからである。

NH投資証券のイ・スンホ研究員は、「米国等の先進国と新興国の政策変化により、今年のバイオシミラー市場の規模が拡大し、欧州で抗体バイオシミラーのブロックバスターが登場するだろう」とし、「今後、多数のブロックバスターバイオ新薬の特許が順次満了となる予定であるため、バイオシミラー市場は高成長を持続するだろう」と説明した。

アメリカ食品医薬品局(FDA)は、今年初めにSandozの「Neupogen」のバイオシミラーであるZarxioの承認勧告をした。これは、バイオシミラーに対する米FDAの最初の承認勧告である。米国はこれまでバイオシミラーについて保守的な立場を示してきた。

このような変化やバイオシミラー市場拡大への期待感に後押しされ、グローバル製薬会社も関連市場での領域拡張に乗り出している。

ファイザーは、注射剤の医薬品及びバイオシミラーのグローバルリーダーであるHospiraを170億ドルで買収することを明らかにした。ファイザーは、売上高基準で、グローバル2位の大手製薬会社である。

KDB大宇証券のキム・ヒョンテ研究員は、「ファイザーのHospira買収は、新薬(オリジナル)ではない抗体バイオシミラーの商業的可能性を立証したものである」と評価した。

バイオシミラーの商業的価値と成長性に対する確信

からの決定という解釈である。

バイオシミラーに関して国内で最も注目を集めているメーカーは、Celltrionである。

現代証券のキム・テヒ研究員は、「バイオシミラーの競争で最も重要なのは、タイミングとマーケティングである」とし、「バイオシミラーの発売が世界で最も早いCelltrionは、世界的な製薬会社のファイザーが製品の販売を担当することになり、競争力がさらに上昇した」と述べた。

CelltrionのRemsima、Herzuma等の米国・欧州・豪州のマーケティング著作権は、今回ファイザーが買収したHospiraが保有している。

また、ブラジルのCristaliaとバイオシミラーを共同開発中であるAlteogen、バイオシミラーの代行メーカーであるBINEX等も関心種目として挙げられる。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405

E-mail : haandha@haandha.co.kr

Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-3443-8434

Fax : +82-2-3443-8436

E-mail : st@stpat.co.kr